

《要介護4又は要介護5認定者を在宅で介護するご家族へ》

高原町介護用品支給事業

高原町では、在宅の要介護者の介護を行っているご家族に対して介護用品を支給し、介護者の精神的及び経済的負担の軽減を図ることで、在宅介護を行っているご家族への支援を行っています。

1. 対象者

★ 要介護4又は5と認定された要介護高齢者を主たる介護者として在宅で介護している家族等

2. 支給要件

- (1) 要介護高齢者が、町内に住所を有する住民税非課税世帯に属していること。
- (2) 要介護高齢者が、申請日の属する月の前月において、当該月の日数の2分の1を超えて在宅で介護されていること。

3. 事業の内容

○月額6,430円分の介護用品交付券が認定期間分支給されます。

4. 利用の流れ

- ①申し込み
介護用品受給を希望される方は、ほほえみ館 高齢者あんしん係 窓口にて介護用品支給申請の手続きを行ってください。
- ②認定審査
内容審査の結果、受給資格の認定(却下)が決定され、介護用品受給資格者認定(却下)通知書が通知されます。
- ③交付券支給
決定となった場合、申請のあった月の翌月分からの介護用品交付券が支給されます。



5. 認定期間

○認定期間は、認定決定日の属する年度の翌年度の6月末までです。

※4月から6月までに新規申請された場合の認定期間については、当該年度の6月末まで

○毎年度6月末に支給要件に該当するか町が審査し、該当とならない場合は、介護用品受給資格者認定廃止通知書が送付され、廃止となります。

6. 注意事項 (下記に該当する場合は届出が必要です。)

- (1) 氏名又は住所が変更となったとき。
- (2) 受給資格者が変更となったとき。
- (3) 要介護高齢者の要介護度が3以下となったとき。
- (4) 要介護高齢者が長期入所となったとき。
- (5) 介護用品の支給が必要でなくなったとき。
- (6) 要介護高齢者が死亡したとき。

＜問い合わせ先＞

ほほえみ館 高齢者あんしん係

☎42-2581